

# 第39回工場立地法検討小委員会 事務局説明資料

議題 1 : 特定の工場に対する緑地規制の特例措置 及び  
全国的な緑地規制の運用見直しについて

議題 2 : 工場適地調査の調査項目の追加（工場跡地の把握強化）について

2026年6月

経済産業省 経済産業政策局

# 産業用地確保に向けた課題と検討の方向性

- 2040年度での官民投資200兆円の実現に向け必要となる産業用地の確保のため、あらゆる確保手段を検討する。
- その上で、確保手段ごとの課題に応じた対応方針について、**年内を目途に関係法令の改正も視野に検討を進め方向性を取りまとめた後、必要な措置を講じる。**

確保手段	課題	検討すべき論点
1 既存の工場拡張	工場増設に当たり、緑地面積率規制が障壁となるケースが存在。	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。</li><li>▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。</li></ul>
2 空き産業用地の活用	長期間未利用の産業用地の活用に向けては、自治体の誘致能力の強化や、データセンターなど新たな立地パターンへの対応が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 産業誘致が自治体の税源涵養に繋がることを踏まえ、特に財政力の低い自治体の誘致能力強化に向けて、どのような支援が考えられるか。</li><li>▶ データセンターの立地判断に重要な冷却水の安定確保を、工業用水道事業制度の枠組みの中でいかに実現するか。</li></ul>
3 工場遊休地の活用	土壌汚染対策費等を理由に、工場遊休地の活用を躊躇するケースが存在。国も情報を把握できておらず、有効な対応ができていない。	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。</li><li>▶ 土壌汚染対策費に関する予見可能性や回収可能性をいかに高め、有効な土地利用を促進すべきか。</li></ul>
4 新規の用地造成	自治体の産業用地造成ノウハウや整備資金が不足。 これらを官民連携により補完するケースもあるが、障壁も存在。 タイムリーな工場立地等に資する産業団地では土地利用調整に課題	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 自治体における、産業用地造成に関するノウハウや、周辺インフラを含めた開発資金の不足をいかに補完するか。</li><li>▶ 所有者不明土地における所有者の特定など、土地取得の段階をはじめとして、民間ディベロッパーの参入による官民連携での産業用地整備の障壁となる課題をいかに取り除くか。</li><li>▶ 土地利用調整に関する課題に対し、どのような対応が考えられるか。</li></ul>

# 本小委員会の開催について

- 第26回地域経済産業分科会（令和7年10月14日開催）での議論を受け、本小委員会を3回開催し、議論の結果は適時分科会に報告する。

	議題	主な論点
第37回 令和7年12月10日	▶ 特定の工場に対する緑地規制の見直し①	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。
第38回 令和8年3月25日	▶ 特定の工場に対する緑地規制の見直し② ▶ 緑地規制の全国的なあり方について①	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。 ▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。
第39回 令和8年6月23日	▶ 特定の工場に対する緑地規制の見直し③ ▶ 緑地規制の全国的なあり方について② ▶ 工場跡地の把握について （工場適地調査の見直し）	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。 ▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。 ▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。

地域経済産業分科会に報告  
下位法令・ガイドライン等に反映

## 第38回工場立地法検討小委員会（3/25）での意見概要（地域未来投資促進法改正部分のみ）

- 示された「生活環境の保持について配慮する取組」の類型案は分かりやすい。
- 堺市の事例（里山の保全費用の負担）のような柔軟な敷地外緑地の積極的な運用は、地域の広い範囲に恩恵をもたらすことが期待される。
- 気候変動対応やネイチャーポジティブを含めて生活環境は広い概念で考えるべき。
- 法の趣旨は周辺環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることであり、周辺環境を良くすることが必要。類型 i（敷地外緑地の整備等）、類型 ii（質の高い緑地整備）が重要であり、類型 iii（地域住民との交流に関する取組）、類型 iv（周辺環境に配慮した先進技術の導入）は補助的な手段ではないか。
- 立地する区域に応じて差異を設けることは適当。用途地域や立地場所により必要な配慮、取組は変わり得るので、自治体が実情に即して判断し、ルール形成することが重要。
- 国が一律の下限值を定めることは難しいので、地域の実情を踏まえ自治体の裁量で定めるのが基本。国が下限値を定めることで、自治体の実情に沿ったやり方を逆に阻害する場合もあるのではないか。
- 自治体の裁量で定めるのを基本に、国には好事例集、ガイドライン等を整備し、自治体の共通認識の形成を図ることが期待される。ただし、国による緩和によって生活環境の保持が重要ではないという誤ったメッセージを送ることがないように注意が必要。

## 第37回～第39回工場立地法検討小委員会の緑地規制に関する総括の前提

- 工場立地法の法目的は、環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることであり、工場立地における周辺の地域の生活環境の保持は、引き続き非常に重要な観点である。
- 今般、産業用地確保の必要性が高まっていることを受け、地域経済の発展に向け、自治体が特に重視する工場に対する緑地規制の特例措置を検討してきたところ。地域の実情を反映する柔軟な制度の設計に際しても、生活環境を守る意識の意義や重要性について、企業側の再認識を図ることも含めて、単なる緩和という誤ったメッセージを送ることがないように注意が必要。
- 国による一律の緑地等の面積基準については、諸外国の事例から地域に応じた規制のあり方が示唆されると同時に、本法により担保してきた近隣住民への一定の安心感等の重要性も鑑みれば、国として必要な配慮の取組や共通の認識等を示すことの意義も存在。その上で、実際に緩和を判断する自治体が責任をもって、住民の生活環境が保持されるかを十分勘案して進めることが極めて重要である。
- 併せて、工場緑地のあり方として、敷地内に留まらず、敷地外での緑地整備の積極的な運用等により、生活環境との調和を明示的な形で担保しながら進めることも可能。

# 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（審議経過等）

## 1. 審議経過

● 閣議決定 令和8年3月6日

- 衆議院（経済産業委員会）：質疑3回（4/17、4/22、5/13）・参考人質疑（4/24）・委員会視察（5/11）@千葉県千葉市 本会議採決：5/14（木）
- 参議院 本会議趣旨説明質疑（5/20）（経済産業委員会）：質疑2回（5/26、5/28）・参考人質疑（5/21） 本会議採決：5/29（金）

## 2. 附帯決議（緑地規制関連部分抜粋） 衆・参同旨

承認地域経済牽引事業用工場等の緑地面積率等については、市町村において地域の実情を反映した準則条例が制定されるよう、その基準を速やかに策定及び公表すること

## 3. 工場立地法関連の主な質問

質問概要	答弁概要
カーボンニュートラルと言いながら、緑地規制の緩和や工業用水の義務化などは逆行ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緑地規制の根拠となる工場立地法の目的は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすること。緑地面積率規制の特例緩和にあたっては、<b>工場の周辺の地域の生活環境の保持が必要。</b></li> <li>○ 特例の適用を受ける工場に対して、周辺の地域の生活環境の保持を適切に図らせるべく、地域経済牽引事業計画において生活環境の保持のために必要な措置をとることを求めている。取組の候補としては、工場敷地外での緑地等の整備・確保や、環境の保全に資する設備の導入等を検討中。産業構造審議会 工場立地法検討小委員会において議論を進めている。</li> </ul>
工場立地法の累次の改正により、既に条例で緑地面積を1%とすることが可能。これ以上の規制緩和は工場立地法の目的を空文化させる恐れがあるが、更なる規制緩和を図る意図は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的としており、緑地面積率は、国一律の基準のほか、国が定める基準の範囲内で、条例により市町村が地域の実情に応じて定めることが可能。</li> <li>○ 企業からは、工場敷地内での拡張や建替に当たり、緑地面積の確保が課題という意見も多く、自治体からも、こうした課題への対応を可能とする措置を求める声が挙がっている。</li> <li>○ このため、本法案では、地域経済牽引事業の用に供する工場であって、<b>周辺の生活環境の保持のために必要な対応を行う場合には</b>、緑地面積率の基準について、市町村の裁量を拡大することを認めることとする。</li> </ul>
工場の立地するエリアと同一エリアの森林の保全活動や、地域雇用や賃上げ、職場環境改善への取組に対するインセンティブとして緑地面積率を下げるといった制度設計を検討できないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本法案では、緑地面積率の特例措置を受ける工場に対し、工場周辺の地域の環境の保全を目的とする工場立地法の趣旨に沿って、<b>生活環境の保持について配慮する取組を求めている。</b></li> <li>○ 具体的には、例えば、敷地外での緑地等の整備・確保や、環境の保全に資する設備の導入といった取組を求める方向で調整を進めている。</li> </ul>
環境関連法の整備で公害・騒音対策が進んでいる現代において、工場立地法の緑地規制そのものを緩和することへの見解如何。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場立地は、産業の活性化と<b>生活環境の保持の両立</b>が図られることが重要。生活環境の保持に寄与する限り、敷地外の緑地の積極的な活用を認めることは意義があると考えている。</li> <li>○ 本特例制度が地域の実情に応じられるよう、<b>工場立地法検討小委員会の意見も聴いて詳細設計を進めるとともに</b>、自治体の適切な運用に向けて制度の情報発信も行っていく考え。</li> <li>○ 更なる規制緩和は、今後の社会情勢の変化を踏まえ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを前提に、必要に応じて、検討を行ってまいりたい。</li> </ul>

# 第37回～第39回 工場立地法検討小委員会の総括（案）

議題1  
第39回小委員会  
とりまとめ事項

## ①特定の工場に対する緑地規制の見直し（特定の工場に対する緑地規制の特例措置の制度設計について）

▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。

- 既存用地の有効利用を図るため、地域未来投資促進法の工場立地法特例対象区域内において、地域経済牽引事業計画に従って行われる事業の用に供する工場について、周辺の生活環境との調和のために必要な対応を行う場合に限り、市町村が条例で独自に定めた緑地面積率等を適用することを可能とする。
- 周辺の生活環境との調和のために必要な対応として工場が行うべき取組は、工場の立地地域や周辺地域の状況に照らして、地域の生活環境の保持に最も寄与するような内容、規模、頻度等となるものを事業者を求めることとする。
- その上で、緑地面積率等については広く市区町村に裁量を与え、地域の実情に応じて、条例で独自に規定できることとする。
- 好事例集やガイドライン等を整備することにより、自治体や事業者の共通認識の形成を図る。

## ②緑地規制の全国的なあり方について（全国的な緑地規制の運用見直しについて）

▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。

- 周辺の生活環境との調和を前提に、敷地外緑地の積極的活用の推奨や、壁面に設置する緑地・環境施設の算定基準の見直しを行う。
- 緑地規制の全国的なあり方については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを前提に、必要に応じて検討する。

## ③工場跡地の把握について（工場適地調査の見直しについて）

▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。

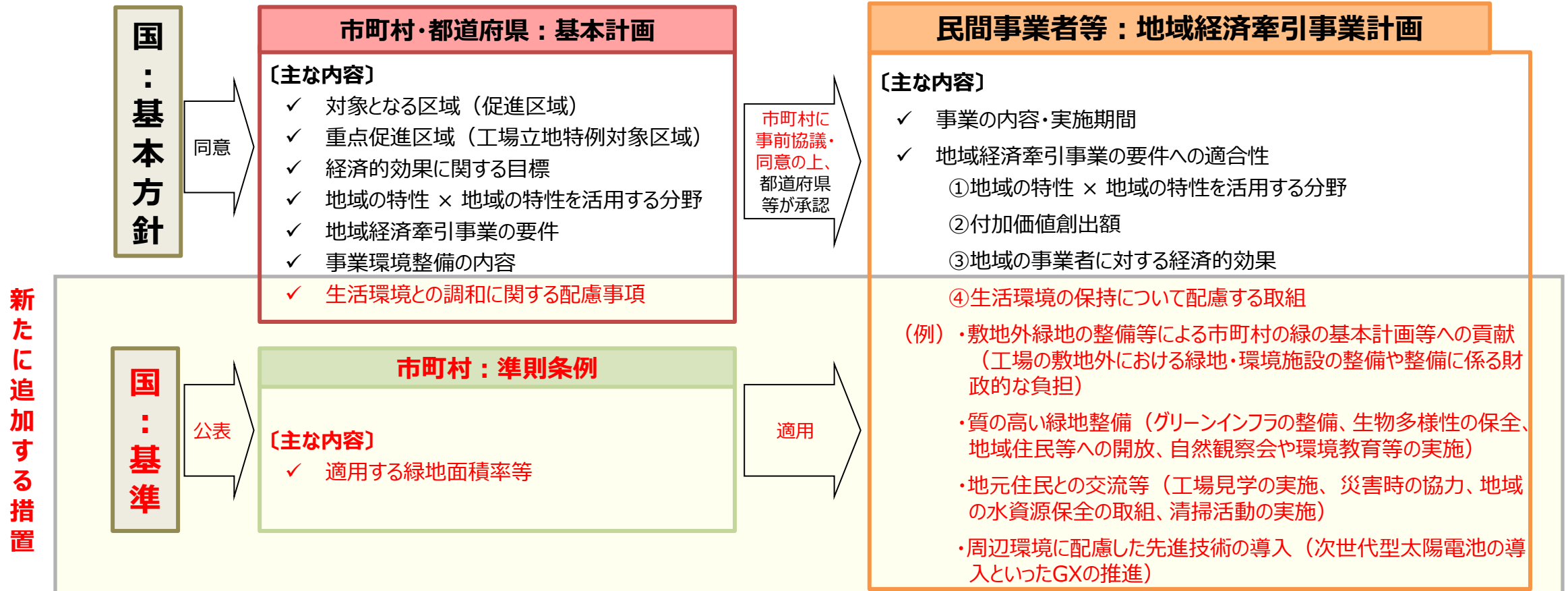
- 更なる産業用地の活用促進に向けて、工場適地調査の調査項目を見直し、工場跡地（工場遊休地）についての情報を把握・提供する。

議題2  
第39回小委員会  
審議事項

# **1. 特定の工場に対する緑地規制の特例措置の 制度設計について**

# 1.1 地域未来投資促進法等の改正案で予定する新たな緩和措置のスキーム

- 国は産業構造審議会の意見を聴いて、基準を公表する。
- 市町村・都道府県は、地域未来投資促進法の基本計画において、重点促進区域における工場立地特例対象区域の設定とともに、生活環境との調和に関する配慮事項を記載。市町村は国の基準に基づく条例を制定。
- 適用を受けようとする民間事業者等は、地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画において、生活環境の保持について配慮する取組を記載して都道府県等の承認（都道府県は市町村の同意を得る）を受けることが必要。



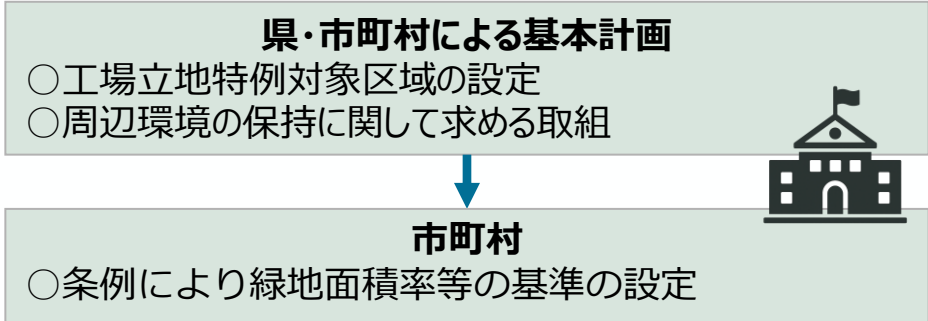
# 1.2 地域経済牽引事業の用に供する工場等に対する緑地面積率等の基準の緩和(案)

- 地域経済牽引事業用工場等に係る緑地及び環境施設の面積率の基準値は、市町村の裁量を拡大し、最大限、当該区域の実情に応じ設定できるよう、1%以上とする。
- 対象工場等に求める「生活環境の保持について配慮する取組」は、立地区域及び周辺地域の状況に照らして、地域の生活環境の保持に最も寄与するような内容、規模、頻度等となるものとする。取組は、類型（i）から（iv）のうち、一つ以上の取組を求めることとするが、住居の用にも供される区域においては、「緑地の質・量の確保に関する取組」（類型（i）又は（ii））を含めることとする。
- いずれの場合も、緑地及び環境施設の配置は、当該工場等の敷地の周辺部に、周辺の地域の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行う（例：住居等に近接する場合は、住宅に近接する工場敷地の周辺部に緑地等の配置を行う）。


新たな特例措置案	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居・工業併用で供されている区域（準工業地域）（甲種区域）	主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）（乙種区域）	主として工業等の用に供されている区域のうち、一般住民の日常的な生活の用に供する施設が無い区域（丙種区域）	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域	重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合
環境施設	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に環境施設面積率を定めることができる（1%以上）					100/100まで
うち緑地	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に緑地面積率を定めることができる（1%以上）					
生活環境の保持について配慮する取組	<b>緑地の質・量の確保に関する取組</b> (i) 敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献 (ii) 質の高い緑地整備 <b>緑地以外の周辺環境への配慮に関する取組</b> (iii) 地域住民との交流等に関する取組 (iv) 周辺環境に配慮した先進技術の導入 ※住居の用にも供される区域については（i）又は（ii）の取組を含める。					

(注) 1. 環境施設とは、緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう（工場立地法第四条第一項第一号）。  
 2. 表に含まれない区域（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのない地域）の緩和における生活環境の保持について配慮する取組は、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に、最も当てはまる地域区分と同等の取組を基本計画から選択。

# 1.3 地域経済牽引事業の用に供する工場等に対する緑地面積率等の基準の緩和フロー




**地域経済牽引事業用工場等**



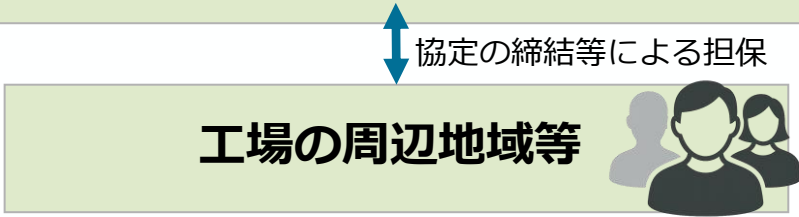
**①周辺環境の保持について配慮する取組**  
立地区域及び周辺地域の状況に照らして内容、規模、頻度等を踏まえ、類型（i）から（iv）のうち一つ以上の取組を行う。

類型
<p><b>緑地の質・量の確保に関する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（i）敷地外緑地の整備等による緑の基本計画等への貢献</li> <li>（ii）質の高い緑地整備</li> </ul>
<p><b>緑地以外の周辺環境への配慮に関する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（iii）地域住民との交流等に関する取組</li> <li>（iv）周辺環境に配慮した先進技術の導入</li> </ul>

※住居の用にも供される区域においては、「緑地の質・量の確保に関する取組」（類型（i）又は（ii））を含める。



**②住宅等に近接する周辺部には緑地等を配置**



# 1.4 「生活環境の保持について配慮する取組」の類型化の具体内容(案)

類型案	地域経済牽引事業用工場等が行う取組例	期待される効果	留意点
<p>(i) 敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献 (P.14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該区域の生活環境の向上に資する、工場の敷地外における緑地・環境施設の整備や整備に係る財政的な負担</li> <li>市町村が策定した緑の基本計画等に定められた取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の量を実質的に減らすことなく工場敷地の有効活用が可能</li> <li>緑の基本計画等の実現</li> <li>工場へのイメージ向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣に緑地等を整備する余地がなく、他の手法によっても工場周辺の地域の生活環境の保持がなされないと見込まれる場合は、条例で定める対象工場の緑地率の緩和の度合いを生活環境の保持がなされるよう調整する。</li> </ul>
<p>(ii) 質の高い緑地整備 (P.15,16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場の敷地内における地域の課題解決に繋がる機能を持たせた緑地（グリーンインフラ）の整備</li> <li>生物多様性の保全に繋がる質の高い緑地の整備</li> <li>質の高い緑地・環境施設等の地域住民等への定期的な開放</li> <li>質の高い緑地等を活用した自然観察会の開催や環境教育活動の実施</li> </ul> <p>※住民・市町村との合意に基づく取組であって、生活環境の向上に繋がるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質を高めることにより、緑地が発揮する効果が向上</li> <li>地域住民が工場緑地等から得られる効果の増加</li> <li>工場へのイメージ向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減少する緑地の量に対し、それに見合う質の向上の評価に当たっては、既存の認証制度（TSUNAG、自然共生サイト等）における認証の取得状況を勘案する。</li> <li>減少する緑地の量に対し、それに見合う形で地域住民の生活環境の保持に寄与する取組について、住民・市町村との間で合意を得られたものを対象とする。</li> </ul>
<p>(iii) 地域住民との交流等に関する取組 (P.17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民等に対する工場見学の受け入れ</li> <li>災害時の協力</li> <li>地域の水資源保全の取組</li> <li>地域の道路や公園等の公共空間での定期的な清掃活動の実施</li> </ul> <p>※住民・市町村との合意に基づく取組であって、生活環境の向上に繋がるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の生活環境全般の改善</li> <li>工場へのイメージ向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減少する緑地の量に対し、それに見合う形で地域住民の生活環境の保持に寄与する取組について、住民・市町村との間で合意を得られたものを対象とする。</li> </ul>
<p>(iv) 周辺環境に配慮した先進技術の導入 (P.18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な工場においてはまだ普及していないグリーン転写フォーメーション（GX）等、周辺環境に配慮しつつ、地域を含めた環境の保全に資する次世代先進技術を活用した環境設備の導入</li> </ul> <p>※住民・市町村との合意に基づく取組であって、生活環境の向上に繋がるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2削減等による地域を含めた広域的な環境の保全</li> <li>工場へのイメージ向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減少する緑地の量に対し、それに見合う形で地域住民の生活環境の保持に寄与する取組について、住民・市町村との間で合意を得られたものを対象とする。</li> </ul>

# 1.5 緑地面積率・環境施設面積率、重複緑地算入率の基準（準則）（一部案）

		住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）	主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域	重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合
通常の場合	環境施設	25%					25/100まで
	うち緑地	20%					
工場立地法 市区町村準則	環境施設	25%超～35%	15%～30%	10%～25%未満	—	10%～30%	50/100まで
	うち緑地	20%超～30%	10%～25%	5%～20%未満	—	5%～25%	
地域未来投資 促進法	環境施設	—	15%～25%未満	10%～25%未満	1%～15%未満	—	50/100まで
	うち緑地	—	10%～20%未満	5%～20%未満	1%～10%未満	—	
地域未来投資 促進法 (承認された工場)	環境施設	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に環境施設面積率を定めることができる。（下限値は1%）					100/100まで
	うち緑地	工場立地特例対象区域内において承認された事業を実施する工場について、条例で独自に緑地面積率を定めることができる。（下限値は1%）					
総合特別区域法 東日本大震災 復興特別区域法 国家戦略 特別区域法	環境施設	区域内において、条例で独自に環境施設面積率を定めることができる。（下限値は1%）					100/100まで
	うち緑地	区域内において、条例で独自に緑地面積率を定めることができる。（下限値は1%）					

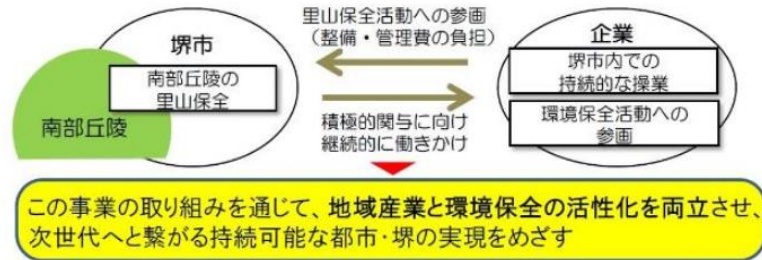
- (注) 1. 環境施設（含む緑地）は、敷地面積の15%以上（条例により環境施設面積率が15%未満である場合は、当該面積率に相当する分）を、敷地内の周辺部に、地域の生活環境保持に最も寄与するように配置する必要がある（工場立地法第四条第一項第二号、工場立地に関する準則第四条）。
2. 表に含まれない区域（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのない地域）の緩和における生活環境の保持について配慮する取組は、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に、最も当てはまる地域区分と同等の取組を基本計画から選択。

# 1.6 (i) 敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献

- 当該区域の生活環境の向上に資する、**工場の敷地外における緑地・環境施設の整備や整備に係る財政的負担など、市町村が策定した緑の基本計画等に定められた方針に沿った取組の実施。**

## 取組イメージ (現在の実施事例)

- 大阪府堺市では、新たな緑地の確保が敷地内だけでは困難な場合に、工場緑地の不足による企業の市外流出防止や老朽施設の更新を促すため、企業が市に負担金を支払い、里山（南部丘陵における市有地）の保全に貢献することで、**保全に相当する面積を工場緑地として認める「敷地外緑地制度」を導入している。**



整備前

整備後

(出所) 大阪府堺市HP

[https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/koen/midori\\_enjoy/hozen/satochisatoyamahozen/kigyounominasama.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/koen/midori_enjoy/hozen/satochisatoyamahozen/kigyounominasama.html)

- 千葉県白井市では、特に公園が少ない地域に、憩い、遊び、運動など様々な目的で利用でき、**地域のレクリエーションの拠点となる公園を整備するプロジェクトへの寄付を企業版ふるさと納税で募った。**この公園は災害時に、非常用設備を備え**地域の避難場所としても活用**されている。



幅広い世代が交流でき、  
災害時に市民を守る  
大切な拠点づくり

千葉県 白井市

(出所) ふるコネ 防災機能を備えた地域のレクリエーション

拠点としての公園整備 (千葉県白井市)

<https://furu-con.jp/projects/566/detail>

## 1.7 (ii) 質の高い緑地整備

- 地域経済牽引事業用工場等の敷地内における地域の課題解決に繋がる機能を持たせた緑地（グリーンインフラ）や、生物多様性の保全に繋がる質の高い緑地の整備。

### 取組イメージ（現在の実施事例）

- 株式会社デンソー大安製作所（三重県いなべ市）では、出退勤時の道沿いの植栽で、人の五感を刺激するというコンセプトで植物選定・配植を行ったり、食堂周辺にも気軽に集い・くつろぎ・癒される空間を整備するなど、従業員の働きやすい環境づくりに力を注いでいる。
- キヤノンメディカルシステムズ株式会社（栃木県大田原市）では、1979年操業以来、工業団地内で長年にわたり高い緑地率を維持している。敷地内に在来種の植樹を行い緑地の改善をするとともに、2014年には蝶のビオトープを実現している。近隣の小学生等を対象とした生きもの観察会や昆虫、野鳥のモニタリングにも取り組み、地域の環境教育にも貢献している。
- 株式会社アマダ富士宮事業所は、すり鉢型の地形を活かし、レインガーデン（雨庭）とバイオスウェルを設置。この構造は、砂利で構成されたバイオスウェルで雨水を一時貯留し、地下へ浸透させ、最も低い場所のレインガーデン（雨庭）で残りの水を浄化・貯留するもの。樹木の根の浄化機能も活用したグリーンインフラとして、環境保全と防災を両立させている。



（備考）令和5年度緑化優良工場等中部経済産業局長表彰受賞工場



（備考）令和7年度緑化優良工場等関東経済産業局長表彰受賞工場



（備考）令和7年度緑化優良工場等経済産業大臣表彰受賞工場

## 1.8 (ii) 質の高い緑地整備 (質の高い緑地を用いた地域貢献活動等)

- 工場内の緑地・環境施設等の地域住民等への定期的な開放、緑地・環境施設を活用した自然観察会の開催や環境教育活動といった、住民・市町村との合意に基づく生活環境の向上に繋がる取組の実施。

### 取組イメージ (現在の実施事例)

- 群馬県藤岡市の株式会社チノ-藤岡事業所では、地元大学と協働して工場敷地内に周辺の里山環境を復元したビオトープを設置。地域コミュニケーションの拠点として毎週定期的に開放するほか、毎年複数回、地元小学生向けに生物多様性を学ぶ環境教育を定例化して実施している。



(備考) 令和7年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰受賞工場

- 埼玉県三芳町の石坂産業(株)では、不法投棄の温床だった周辺の雑木林を里山へと再生し、環境教育フィールド「三富今昔村」として開放。訪れる見学者は、年間6万人以上。埼玉県で唯一「体験の機会の場」として認定され、幼稚園から大学まで多くの教育機関関係者が訪れている。自然と共生する社会の担い手を育むために、子どもから企業団体まで、幅広い見学・学習プログラムを展開。



(写真提供) 石坂産業(株)

## 1.9 (iii) 地元住民との交流等に関する取組の実施

- 地域住民等に対する工場見学の受け入れ、災害時の協力、地域の水資源保全、地域の道路や公園等の公共空間での定期的な清掃活動の実施といった**住民・市町村との合意に基づく生活環境の向上に繋がる取組の実施**。

### 取組イメージ（現在の実施事例）

- 岐阜県大垣市のコベルコ建機(株)大垣事業所では、3年前から一般開放した「感謝祭」を開催しており、**住民から「何をしている工場なのか理解できた」等との声**が聞かれる。
- 新潟県新潟市のナミックス(株)では、「構内および周辺環境の美化活動」の一環として、**本社工場等の3拠点の清掃活動「クリーン作戦」を実施。地域の一員として綺麗な街づくり・環境づくりに貢献する活動を推進**。さらに農業にも取り組むこととしており、2028年度に地域とともに未来の農業を生み出す共創拠点を竣工予定。地域住民とともに取り組める環境づくりを続けていきたい意向。
- 宮城県美里町のキョーユー(株)では、**地域の自主防災組織と災害時の避難所施設利用協定の締結**を行っている。新潟県燕市のシンワ測定(株)では、**自治体を実施する「燕三条 工場の祭典」等への参加等**を通じて、**地域住民との交流**を図っている。



## 1.10 (iv) 周辺環境に配慮した先進技術の導入

- 一般的な工場においてはまだ普及していない**グリーントランスフォーメーション (GX)** 等、周辺環境に配慮しつつ、地域を含めた**環境の保全に資する次世代先進技術**を活用した環境設備の導入。

### 取組イメージ (現在の実施事例)

#### 【次世代型太陽電池 (ペロブスカイト太陽電池)】

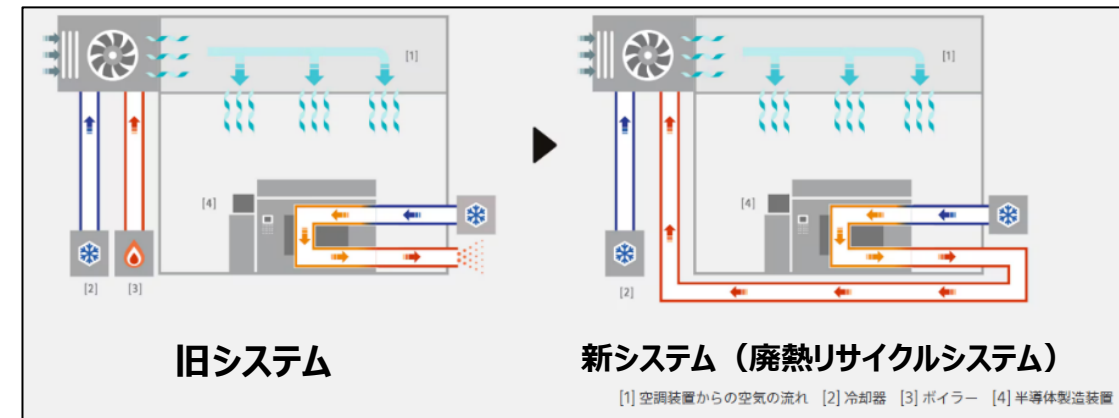
- 既存のシリコン太陽電池よりも軽量・柔軟であることから、従来は設置困難であった場所 (耐荷重性の低い工場の屋根、壁面等) にも導入を進めていくことが可能。
- グリーンイノベーション基金事業にて、様々な設置形態や、工法含めたフィールド実証を行い、また、ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業にて、支援を今年度より開始し、社会実装を進めているところ。



(出所) AISIN 「ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けた安城工場での社内実証を開始」

#### 【廃熱リサイクルシステム】

- 排出されていた熱の再利用や、化石燃料消費とCO2排出の削減を実現する取組として、ソニー長崎テクノロジーセンターの廃熱リサイクルシステムは、従来は燃料で生成した蒸気を使用していたが、**廃熱リサイクルシステム (工場内の製造装置が発する熱を循環して活用)** を導入し、**エネルギー効率を約2.1倍向上**させることに成功。
- 従来約9,300トン/年であった**二酸化炭素の排出量は、約4,400トン/年まで減少 (約52パーセントの削減)**。



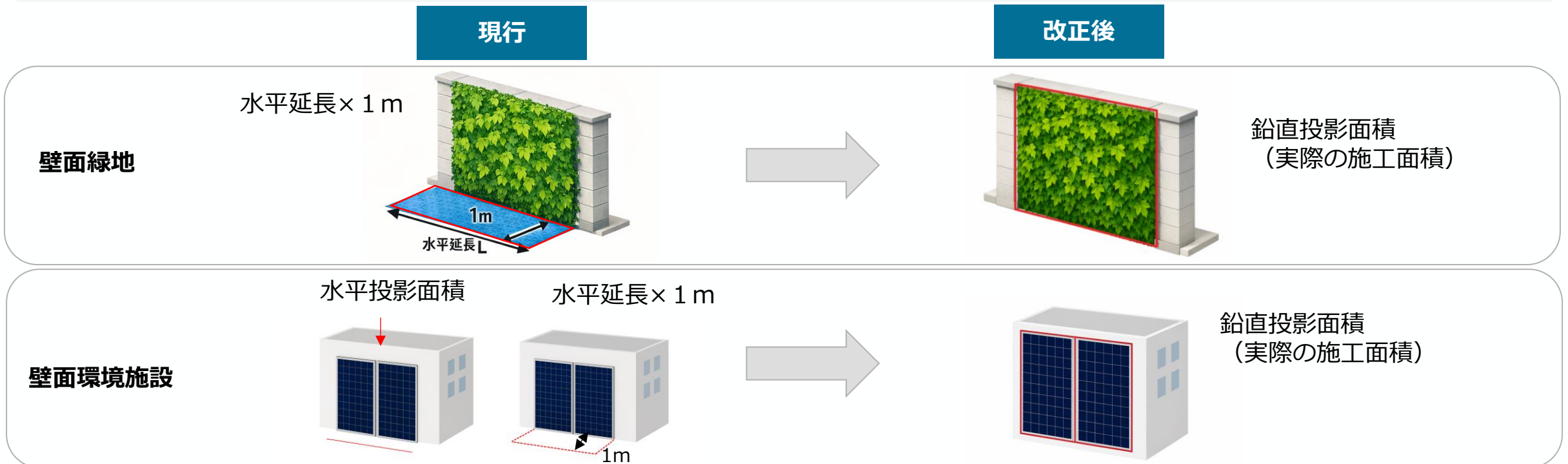
(出所) SONY 「<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/eco/technology/plant.html>」  
「<https://www.sony-semicon.com/ja/news/2021/2021042001.html>」

(出所) 経済産業省資源エネルギー庁「グリーンイノベーション基金事業「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画」

## **2. 全国的な緑地規制の運用見直しについて**

## 2.1 壁面に設置する緑地・環境施設の普及と法令上の取扱い

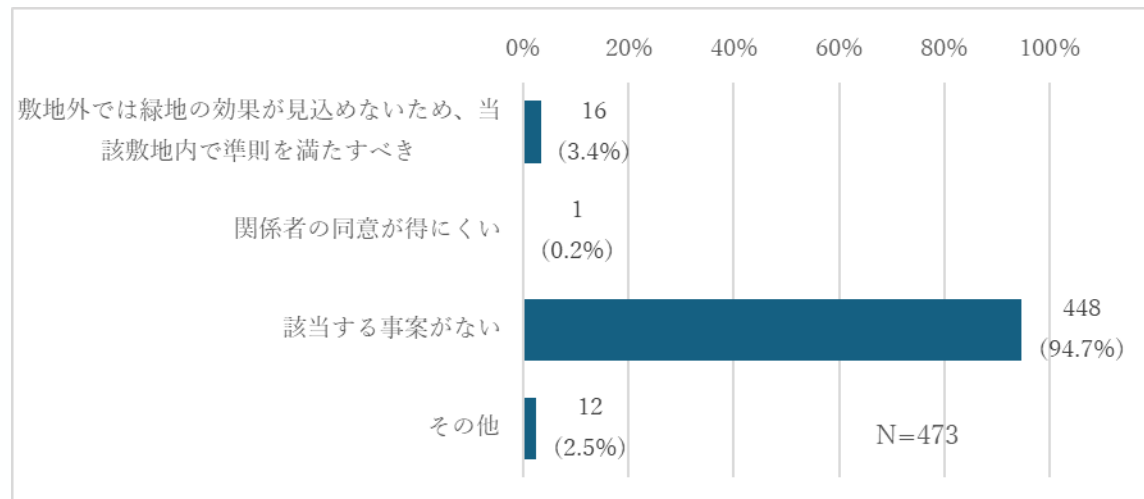
- 壁面等の直立部分に設置される緑地や環境施設の現行の面積測定方法は、実際に施工される面積に関わらず、当該部分の水平方向の距離×1mで計算した面積を算定することとなっている。
- 近年では、緑化技術の進展により、壁面緑化の取り組みが普及。また、軽量・柔軟で意匠性の高い次世代太陽光発電技術の実用化が進められており、今後、太陽光パネルの壁面等への設置の増加が見込まれる。
- これら技術の進展や、他法令での取り扱いも参考とし、壁面に設置される緑地及び環境施設について、壁面の正面から見た際の面積（鉛直投影面積）を算定することとする。



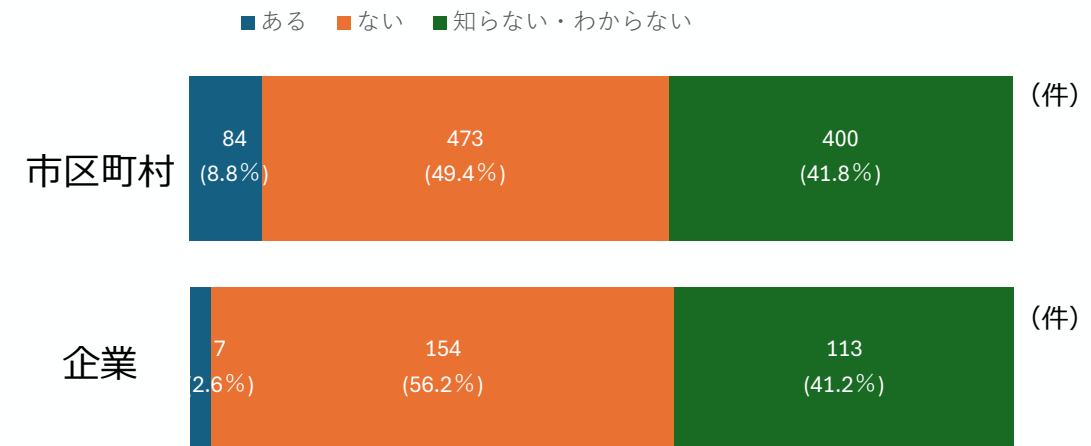
## 2.2 敷地外緑地の運用状況

- 敷地外緑地・環境施設は、工場立地法上の工場敷地における「緑地」「環境施設」として届出事項には該当しないが、これにより実質的に準則を満たす場合は、「個別的事情」があるものとして、**勧告しないことが可能。**
- 認知度が低く、市区町村、企業ともに半数程度が「敷地外緑地を適用したことがない」、4割が「知らない・わからない」としており、活用事例も限定的。市区町村では該当する事案がないため適用したことがないとの意見が多数である一方で、企業からは「敷地外でも積極的に緑地に認めるべき」、「制度の周知を進めるべき」との声が多い。
- 敷地外であっても、地域住民が利活用する場所の緑地整備など、緑地の効果や維持管理の継続性が担保され、緑地整備の効果を高めることが可能な場合も見込まれることから、運用上の例示の提供等により積極的な活用を推奨していく。

市区町村が敷地外緑地を適用していない理由（複数回答）



敷地外緑地を適用したことがあるか



## 2.3 敷地外緑地のガイドライン骨子（案）

- 敷地外緑地制度のより積極的な活用を推奨するとともに、自治体において適切な運用が図られるよう、運用上の具体的な考え方や判断に資する例示等を、敷地外緑地に関するガイドラインにて提示する。

### 敷地外緑地のガイドラインに含めることが想定される事項

はじめに	・ガイドラインの目的・位置づけ
制度の基本的な考え方	・適用対象 ・敷地外緑地制度の趣旨 ・敷地外緑地として認める際の基本要件 ・可否判断のための評価項目（生活環境への寄与、既存の認証制度における認証の取得状況、継続性・恒久性、維持管理体制、住民の理解等）
事務手続	・自治体内の関係部局（都市計画部局、環境部局等）との連携 ・手続の流れ ・維持管理・継続確保の確認 ・自治体が留意すべき実務上の課題
参考資料	・参考様式 ・実際の適用事例

## **3. 工場適地調査の見直し**

## 3.1 工場立地法に基づく調査（工場適地調査）について

- 工場適地調査は、工場立地法第2条第1項及び第2項に基づき、工場立地の適正化を図るため、各地域にどのような工場適地があり、その自然条件、立地条件がどういうものかを詳細かつ正確に実地で調査し、その結果を工場立地調査簿に掲載（経産省HPで公開）することで、工場を設置しようとする者の用に供しようとするもの。

### 工場適地調査の概要

対象・調査方法：工業に適した個々の団地で、原則9,000㎡以上のまとまった土地を、都道府県（都道府県から市町村）に対し、調査。

調査時期：9月頃

調査結果の公表：3月頃に工場立地調査簿を公表（「METI土地ナビ」に公開）

調査項目：所在地、面積、農地転用可否、立地条件、進出希望業種、地目別面積、所有者、団地造成主体、売却価格、工業用水・地下水・上水道等の状況、主要道路・空港・駅・港湾までの距離等

#### ◆工場立地法

##### （工場立地に関する調査）

**第二条** 経済産業大臣（略）は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。

3、4 （略）

# 3.2 「METI土地ナビ」を通じた産業用地情報の公開

- 企業が適地を探す際には、一般的に個別自治体等に直接問い合わせるなど、アクセス手段が限定的。
- このため、経済産業省においては、**工場立地法に基づく工場適地調査**により、自然条件、立地条件を調査し、**工場適地**（原則9,000㎡以上の土地を対象）及び当該適地の関連インフラ情報等を「**METI土地ナビ**」で公開。
- しかしながら、工場適地調査においては現在分譲済みのものも含む**約1万件**の工場適地を把握しているのに対し、現在「METI土地ナビ」上で公表しているのは、自治体から公表可と同意の得た**約700件**に留まっている。

## METI土地ナビの掲載対象となる情報

### （工場適地に関する情報）

- 工場立地法に基づく工場適地調査において、下記を満たす用地のうち、**自治体（基礎自治体）に確認のうえ、工場適地として選定したものの所在地、面積、都市計画区域に係る区分等**
  - ✓ 9000㎡（0.9ha）以上の一団の土地
  - ✓ 市街化区域、農産法の実施計画策定区域、地域未来法における促進区域 等

### （関連インフラに関する情報）

- 高速道路、港湾、空港までの距離
- 用水（上下工水の有無及び供給量）、電力（系統までの距離、供給量） 等

## 検索結果

所在地	工場適地名	利用可能面積(m <sup>2</sup> )		高速道路までの距離 (km)		項目追加①	項目追加②	お気に入り追加	全選択
		実数	上限	実数	上限				
北海道 戸別市	北日本精密機械	203825		30				☆	☑
北海道 空知郡奈井江町	空知郡陸1工場	112977		7				☆	☑
北海道 釧路市	西港臨海工業団地	181428		24				☆	☑
北海道 広尾郡広尾町	十勝港工業団地	116000		40				☆	☑
北海道 砂川市	機山	114174		7				☆	☑

## 自治体PRコンテンツ

**METI土地ナビ**  
福井県大野市  
新たな魅力ある企業の立地や市内企業の働きやすい環境整備により、若者や子育て世代をはじめ、市民が生き生きと働きましょう。

中部縦貫自動車道の県内全線開通、北陸新幹線の福井・敦賀開業などをチャンスと捉え、「稼げる」競争おもしろいブランドの活用を通じ、市内事業者の「稼ぐ力」と企業価値が向上することにより、自立し、好循環が生まれる地域経済を目指します。

福井県大野市  
人口：30,440人（2024年1月現在）  
面積：972.43km<sup>2</sup>  
交通アクセス：  
中部縦貫自動車道 大野10⇒3.4km

大野市は、維新成長の政村である会長長が牽引した大野市を中心に南下開発が、その歴史的な風情やまちなみから、北陸の小京都と呼ばれています。  
また、日本百名山のひとつである荒巻岳など白山の支脈の山々に囲まれており、清らかな水と豊かな恵に恵まれた、歴史、文化、伝統が息づく奥越前の中核都市として発展してきました。

※工費統計調査、経済センサス-活動調査による。

**大野市を動める3つのポイント**

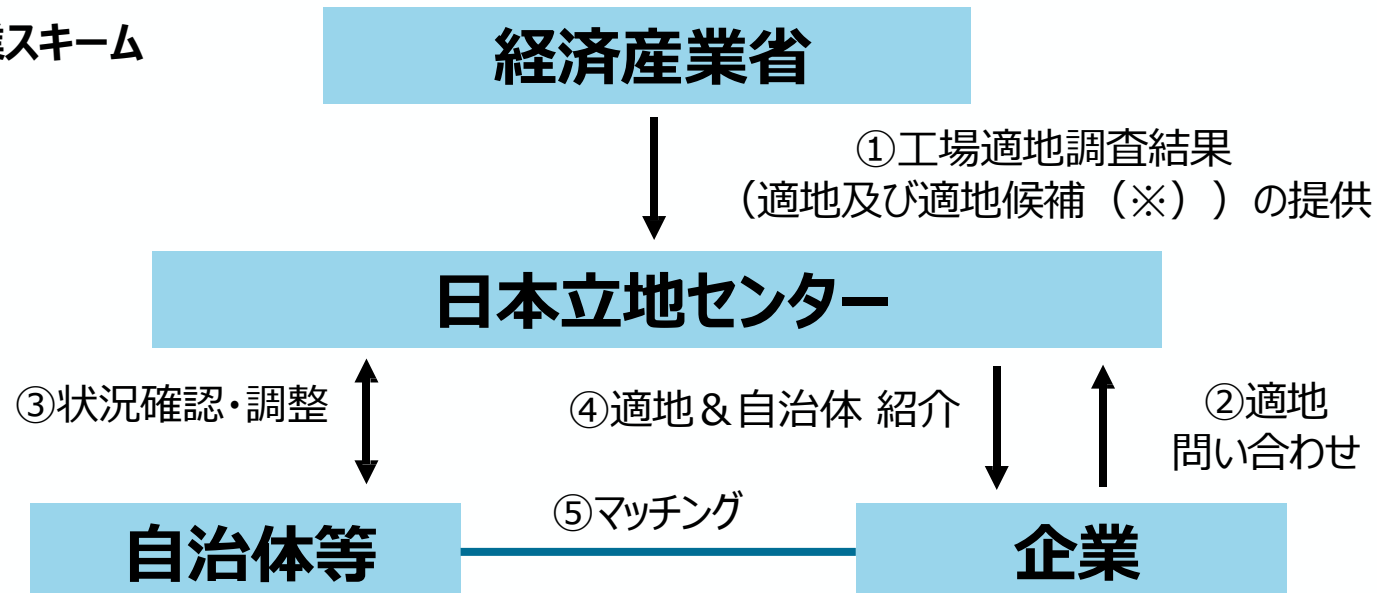
- ポイント① ★災害に強いまち**  
大野市は地震が発生する確率が低いと評価されており、内陸に位置しているため、津波のリスクもありません。また、降雪地域ですが、除雪体制が整備されているため、企業の運営に影響が出ることはほぼないため、RDPの観点からも注目されています。
- ポイント② ★★中部縦貫自動車道によりアクセス向上!**  
令和8年春(予定)の中部縦貫自動車道の福井県内全線開通により、中京圏・関東圏などへのアクセスが向上します。さらに、県内区間は全線無料です！
- ポイント③ ★★★最大6億円の企業立地助成制度**  
工場等の建設や用地取得などに対して年間の助成制度があります。大野市の支援制度に加え、福井県の支援制度なども併用可能です。

(参考) METI土地ナビ（経済産業省HP）：[https://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/koujourittihou/tekichiyousa/guide.html](https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichiyousa/guide.html)

### 3.3 産業用地マッチング事業

- 工場適地にかかる情報を把握するために毎年度全市町村に対して実施する、工場立地法に基づく工場適地調査の結果を活用し、**産業用地を探している企業の求めに応じて、自治体が把握する工場適地とマッチング**する事業を（一財）日本立地センターと連携して、**令和7年6月から開始**した。
- 具体的には、工場適地調査において収集・公表した**工場適地**に加え、**市町村が工場適地の候補とした用地（従来は公開していなかった土地）**についても、自治体の同意を得た上で活用し、専門人材が間に入り、**企業が求める立地条件に関する自治体との調整も含めてマッチング**を行うもの。
- 今後、非公表案件を含む広範かつ詳細な**情報提供の呼びかけ**、外国企業を含めて**立地先を探索中の企業の掘り起こし**に向けた関係団体との連携等を行う。

事業スキーム

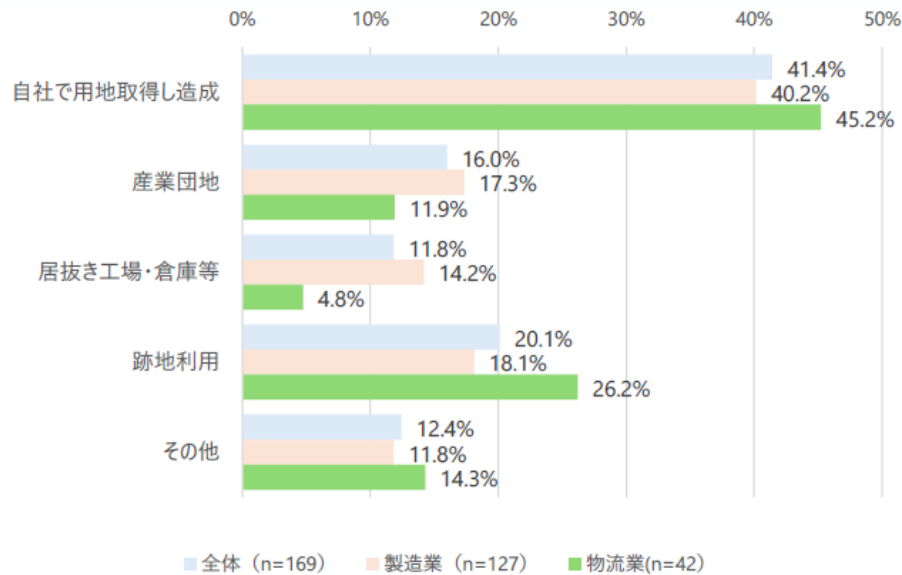


(※) 適地候補（台帳情報）のうち提供するものについては、自治体の同意が得られたものに限る。

### 3.4 産業用地入手に関する企業等アンケート結果

- 2025年度の新規事業所立地計画調査では、製造業の事業者における用地の入手方法として、「自社で用地取得し造成」が40.2%、次いで「跡地利用」が18.1%、「産業団地」が17.3%、「居抜き工場・倉庫等」が14.2%となっている。
- 「METI土地ナビ」で公表している情報についての事業者アンケートでは、5割弱は掲載情報が十分であると評価している一方、追加してほしい情報として、居抜きの物件や既存の工業団地内での撤退等による空き情報が挙げられている。

用地入手済事業者の入手方法

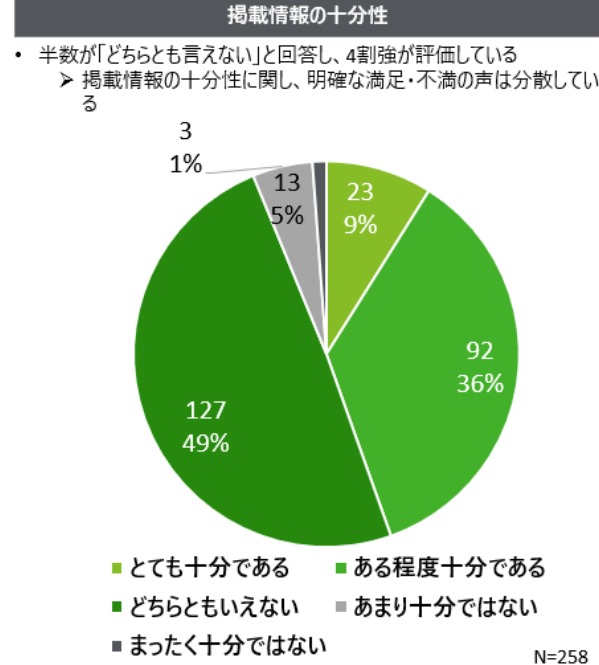


図表9 取得した用地、施設（複数回答）

（出所）一般財団法人日本立地センター「2025年度新規事業所立地計画に関する動向調査結果」（2025年11月17日）

URL: <https://www.jilc.or.jp/pages/537>

METI土地ナビの評価



（出所）経済産業省「産業用地活用促進に向けた実態調査（METI土地ナビ改善点調査業務）」（令和8年2月）

METI土地ナビで見つからなかった情報

- 事業用途にあった居抜き物件、賃貸物件
  - 既存の工業団地の空き情報
  - 地域の家賃相場や物価水準
  - 公的支援策やお国柄
  - インフラ、諸規制に関する情報（※）
  - 用地単価に関する情報（※）
- （※）項目は存在するが、空欄が多い情報

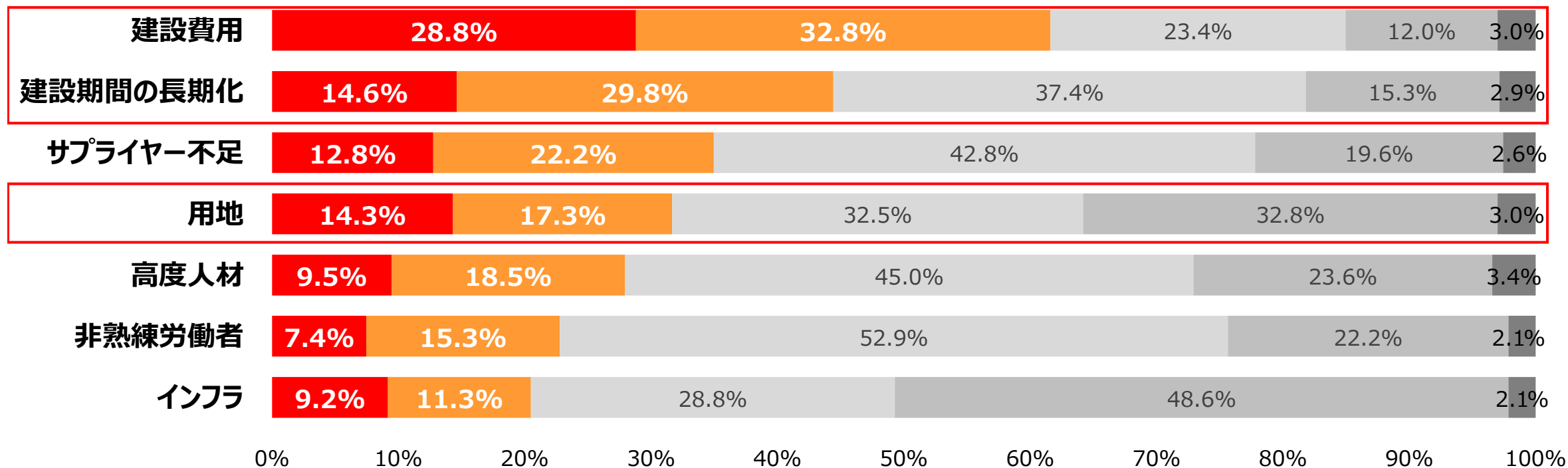
（出所）経済産業省「産業用地活用促進に向けた実態調査（METI土地ナビ改善点調査業務）」を基に経済産業省作成

### 3.5 国内で生産能力の増強をはかる際の課題

- 国内生産能力の増強を断念、延期・縮小せざるを得ないほどの課題として、**建設費用**は約6割、**建設期間の長期化**は約4割の企業が回答。次いで、**国内サプライヤーの不足**、**用地不足**を回答する企業が多い。

日本国内での生産能力の増強を図る際の課題と課題の程度感

(n=698)



- 生産能力の増強を断念せざるを得ないほどの課題である。
- 生産能力の増強を延期・縮小せざるを得ないほどの課題である。
- 課題ではあるが断念、延期等するほどの課題ではない。
- 課題とはならない。
- その他

(出所) 経済産業省「第4回 グローバル環境変化を踏まえた我が国の立地環境整備のあり方等に関する検討会」(2026年3月24日) 資料3より一部加工。

URL: [https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/location\\_environment/004.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/location_environment/004.html)

### 3.6 工場適地調査項目の見直し（工場跡地の把握）

- 更なる産業用地の活用促進に向けて、工場跡地についての情報を把握することとする。
- 具体的には、工場適地調査の調査項目に、「工場跡地該当」及び「工場建屋の有無」を追加する。
- 収集した情報をもとに、今後の工場遊休地の活用に向けた分析や情報提供について検討を進める。

#### 産業用地管理台帳への追加イメージ

1	2	3	4	20-1	20-2	20-3	20-4	20-5	20-6
産業用地ID	都道府県	市区町村	適地名	売却価格					
				地目(宅地、田、畑、山林、雑種地、など)	工場跡地該当	工場建屋の有無	売却単価の有無	売却単価幅_下限(円/㎡)	売却単価幅_上限(円/㎡)
各列の入力制限	都道府県名を漢字で記入	市町村名のみ記入	全角で記入ください	全角で記入ください			プルダウンから選択してください	半角英数字を記入ください	半角英数字を記入ください
1	〇〇県	〇〇市	〇〇工業団地	宅地			売却単価あり	13,000	13,000
9999999	A県	a市	〇〇工業団地	宅地	○	○	売却単価なし		
9999998	B県	b市	○×工業団地	宅地				1,000	

# (再掲) 第37回～第39回 工場立地法検討小委員会の総括 (案)

議題1  
第39回小委員会  
とりまとめ事項

## ①特定の工場に対する緑地規制の見直し (特定の工場に対する緑地規制の特例措置の制度設計について)

▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。

- 既存用地の有効利用を図るため、地域未来投資促進法の工場立地法特例対象区域内において、地域経済牽引事業計画に従って行われる事業の用に供する工場について、周辺の生活環境との調和のために必要な対応を行う場合に限り、市町村が条例で独自に定めた緑地面積率等を適用することを可能とする。
- 周辺の生活環境との調和のために必要な対応として工場が行うべき取組は、工場の立地地域や周辺地域の状況に照らして、地域の生活環境の保持に最も寄与するような内容、規模、頻度等となるものを事業者を求めることとする。
- その上で、緑地面積率等については広く市区町村に裁量を与え、地域の実情に応じて、条例で独自に規定できることとする。
- 好事例集やガイドライン等を整備することにより、自治体や事業者の共通認識の形成を図る。

## ②緑地規制の全国的なあり方について (全国的な緑地規制の運用見直しについて)

▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。

- 周辺の生活環境との調和を前提に、敷地外緑地の積極的活用の推奨や、壁面に設置する緑地・環境施設の算定基準の見直しを行う。
- 緑地規制の全国的なあり方については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを前提に、必要に応じて検討する。

## ③工場跡地の把握について (工場適地調査の見直しについて)

▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。

- 更なる産業用地の活用促進に向けて、工場適地調査の調査項目を見直し、工場跡地 (工場遊休地) についての情報を把握・提供する。

議題2  
第39回小委員会  
審議事項